平成２５年度から公募型プロポーザル方式において建築CPD実績を評価対象とします

大阪府住宅まちづくり部（タウン推進室を除く）は、公共工事に関する設計等の品質を確保する観点から、府有建築物の設計業務に係る公募型プロポーザル方式において、建築ＣＰＤ※実績を評価基準の一つとして、配置技術者の評価を行います。

※　「ＣＰＤ」（Continuing Professional Development）は、「継続的能力・職能開発」、「継続職能研修」などと訳され、自己研鑽等の実績を支援・促進する制度として、能力証明や技術者、専門家を選択する際の判断指標などに活用されています。

概要（予定）

１．対象業務

住宅まちづくり部（タウン推進室を除く）が発注する公募型プロポーザル方式による設計業務

２．実施時期

平成２５年度発注案件（早期発注分を含む）から実施

３．判断基準とするＣＰＤの証明

下記のいずれかにより発行された実績証明書による CPD 取得単位

・建築 CPD 運営会議（建築･設備関連団体等で構成）による建築ＣＰＤ情報提供制度（詳しくは事務局である（財）建築技術教育普及センターホームページ http://www.jaeic.or.jp/ をご参照下さい。）

・建築士会ＣＰＤ制度（建築ＣＰＤ情報提供制度認定のプログラムに限る。詳しくは（社）日本建築士会連合会または各都道府県建築士会にお問い合わせください。）

４．評価概要（予定）

評価対象	○配置予定技術者のうち、各「主任技術者」のＣＰＤ取得単位とする。 ○証明書に示すＣＰＤ取得単位は、募集公告日の概ね 2 ヶ月前の日から過去一年間における取得単位の合計値とする。
配点	○技術評価点（80 点）に係る実施体制評価（30 点）において、配置技術者の評価（25 点）のうち「１点」を配点する。 （※下記５．(2)を参照）
評価単位数	○一人の主任技術者につき「１２単位以上」 （※主任技術者全員の取得単位が各々１２単位以上の場合に、１点満点となります。なお、12 単位未満の場合の評価基準は募集公告をご確認ください。）

５．留意事項

(1)　詳細の条件は、募集公告（平成 25 年 2 月頃予定）をご覧ください。

(2)　公募型プロポーザル方式の総合評価点の算定は以下のとおりです。また、評価にあたり、技術的な審査に価格要素を取り入れて総合的に判断しています。

総合評価点（100点）　＝　技術評価点（80点）＋　価格評価点（20点）
技術評価点（80点）　＝ **実施体制評価（30点）** ＋ 提案書及びヒアリング評価（50点）
実施体制評価＝企業の評価（５点）　＋　配置技術者の評価（25 点）
※　配置技術者の評価のうち、「経験年数」（平成 24 年度は 6 点を配点）の一部をＣＰＤ実績の評価に置き換えます。

また、選定手続きには外形的公正性を確保するため、第三者委員会（受託者選定委員会）により選定を行っています。

(3)　建築ＣＰＤ実績証明書は、参加表明書及び実施体制書の提出時に提出する必要があります。

(4)　上記「４．評価概要」および「５．(2)総合評価点の算定」は、あくまで現時点の内容（予定）であり、案件毎の当該受託者選定委員会の審議により多少変更される場合があります。